

上山市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月23日

条例第1号

改正 平成14年9月24日条例第30号 平成20年9月18日条例第26号
平成25年2月18日条例第1号 平成29年3月21日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、上山市議会における会派又は議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、上山市議会における会派（議長に結成を届け出たものに限る。以下「会派」という。）又は市議会議員の職にある者で会派に所属しない議員に対して交付する。

(交付の方法)

第3条 政務活動費は、半期ごとに交付するものとし、4月及び10月に6月分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月の前月までの月数分を交付する。

2 政務活動費は、交付月の25日に交付する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は土曜日若しくは日曜日に当たる場合は、それぞれその日後においてその日に最も近い休日又は土曜日若しくは日曜日でない日とする。

(会派に対する政務活動費)

第4条 会派に対する政務活動費は、各月1日（一般選挙後の最初の月については、会派の所属議員数が確定した日。以下この条において「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額10,000円を乗じて得た額を交付する。

2 半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月に翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の月数分を交付する。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は、第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は、交付しない。

4 半期の途中において政務活動費の交付を受けた会派の所属議員数に異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、次により調整しなければならない。

(1) 既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、会派に対し当該下回る額を追加して交付するものとする。

(2) 既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るときは、会派は、当該上回る額を返還するものとする。

5 半期の途中において政務活動費の交付を受けた会派が解散した場合は、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(議員に対する政務活動費)

第5条 議員に対する政務活動費は、各月1日（一般選挙後の最初の月については、議員となった日。以下この条において「基準日」という。）に在職する会派に所属しない議員に対して、月額10,000円を交付する。

2 半期の途中において新たに議員となった者で会派に所属しない議員又は会派からの脱会により会派に所属しないこととなった議員に対しては、議員となった日又は会派に所属しない議員となった日の属する月の翌月に翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の月数分を交付する。

- 3 基準日において辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった者には、当月分の政務活動費は、交付しない。
- 4 半期の途中において政務活動費の交付を受けた議員が新たに会派に所属することとなった場合は、会派に所属することとなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。
- 5 半期の途中において政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなった場合は、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第6条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。
（経理責任者）

第7条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。
（収支報告書の提出）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は議員は、別記様式により、政務活動費収支報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

- 2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
- 3 議長は、収支報告書の写しを市長に送付しなければならない。
- 4 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなった場合は、第2項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者又は議員であった者は、解散した日又は議員でなくなった日から起算して30日以内に収支報告書を提出しなければならない。
- 5 政務活動費の交付を受けた議員が新たに会派に所属した場合は、第2項の規定にかかわらず、会派に所属した日から30日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第9条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（収支報告書の保存及び公表）

第10条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 議長は、収支報告書及びその添付書類について、上山市情報公開条例（平成10年条例第26号）第8条に規定する非公開情報に該当する部分を除き、毎年度公表するものとする。

（透明性の確保）

第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じ調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年 9 月24日 条例第30号）

この条例は、平成14年10月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 9 月18日 条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 2 月18日 条例第 1 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上山市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の上山市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上山市議会政務活動費の交付に関する条例第10条の規定は、平成27年 5 月以後に交付された政務活動費から適用する。

別表（第 6 条第 2 項関係）

項 目	内 容
調査研究費	市の事務、地方行政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	住民からの市政及び会派又は議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
資料作成費	活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

上山市議会議長 氏 名 様

会派
経理責任者名
(議員名)

政務活動費収支報告書

上山市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 収 入
政務活動費 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
合 計		

(注) 備考欄には、支出の主な内容を記載すること。

3 残 額 円

4 添付書類 政務活動に係る活動報告書